

令和6年度

デジタル人材の採用に係る採用管理システムの利用

調達仕様書

令和6年2月

デジタル庁 戦略・組織グループ

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

令和6年度デジタル人材の採用に係る採用管理システムの利用

(2) 調達の背景・目的

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)において、「第4 今後の推進体制 1. デジタル庁の役割と政府における推進体制 (2)政府におけるデジタル改革の推進体制の強化」に、「デジタル庁創設以降に新たに取り組んでいる業務については、成果を得るためには一層加速させる必要があり、また、デジタル庁に求められる役割を適切に果たせるよう、常勤・非常勤の体制強化を図る。」とされており、デジタル分野等における優れた専門的知見を有する民間人材の確保を強力に推進することが必要とされている。

デジタル庁では、採用広報において民間企業の求人サービスを活用し、また募集期間の定めのない通年採用を行うなど、デジタル分野等における優れた専門的知見を有する民間人材の採用に積極的に取り組んできた。しかし、デジタル化の急速な進展や様々な社会課題の複雑さ、困難さの度合いが増す中、これらに適時的確に対応し、効果的かつ円滑な業務執行を図る上では、採用管理システムを活用した採用選考管理を行うことが最も効果的である。

また、「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)を踏まえ、デジタル庁においても施策を着実に講じ、サイバーセキュリティの強化を図るという方針が出されるところ、採用管理システムにおいても ISMAP-LIU の基準に準拠したサービス利用が求められている。

上記を踏まえ、令和6年度においてもデジタル分野等の専門的知見を有する優秀な民間専門人材を効果的に採用するため、ISMAP 対応版の採用管理システムを利用するべく本調達を行うものである。

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

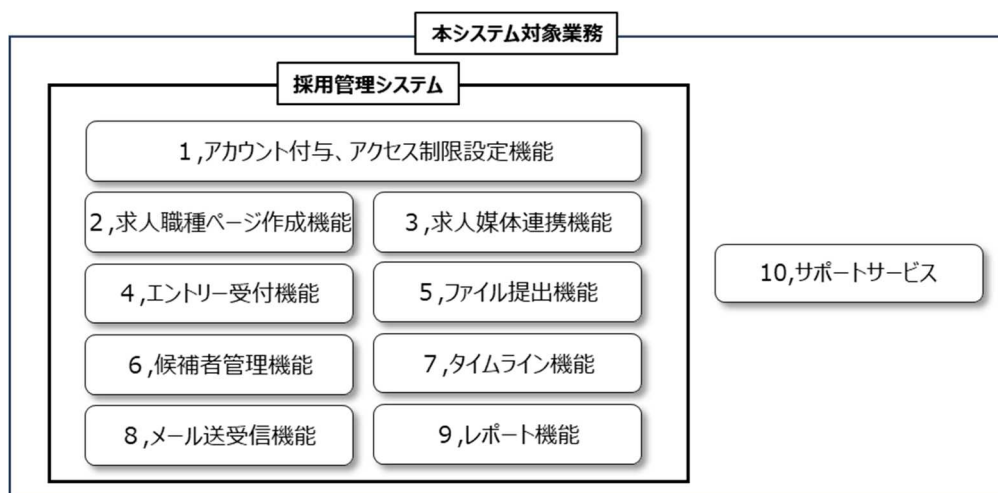
2 業務内容

受注者は、デジタル分野等の専門的知見を有する人材採用の支援として、採用管理システム及び関連する以下の事項を実施すること。

(1) 下記要件を満たす採用管理システムの提供

ア 採用管理システムの利用に当たり、採用担当者や面接者等、必要な情報の多寡に応じてアカウント(ID とパスワード)の付与、またアクセス権限を設定する機能を有すること。

- イ 求人職種ページを簡易な操作によって作成できる機能を有すること。
- ウ デジタル庁の求人に対する応募状況等を、デジタル庁側の環境から参照でき、また他求人媒体からの連携含めて取り込むことができる機能を有すること。
- エ エントリー受付機能を有する応募者向け Web サイトが作成可能であること。また、応募者向け Web サイトにおいて、業務の内容・応募条件等の記載が可能な機能を有すること。
- オ 上記エントリーに合わせ、履歴書、職務経歴書の提出を受けるファイル提出機能を有すること。
- カ 採用候補者に関する選考ステータスや選考評価結果等に関するフィードバックについて、その日時や記録者がわかる機能を有すること。
- キ 採用候補者の選考状況や評価等を一元管理することができる機能を有すること。
- ク 採用管理システムを通し、採用候補者とのメール送受信ができる機能を有すること。
- ケ 求人ごとに応募状況や歩留まりを経路別にデータで確認することができる機能を有すること。
- コ 採用管理システムの利用に当たり、デジタル庁内の職員向けにシステムの利用説明資料の作成、提供、また使い方等の質問に対応するなど、常時顧客サポートを提供することが可能であること。



(2) ISMAP-LIU に準拠した SaaS システム、または ISMAP-LIU への登録(申請)を前提に提供できるシステムを提供

受注者は、ISMAP-LIU に準拠した SaaS システムを提供すること。ただし、契約締結時に ISMAP-LIU への登録が完了していない場合は、ISMAP-LIU 登録促進の為の特別措置サービスリストへの申し込みを行い、特別措置期間内に ISMAP-LIU に向けた外部監

査、提供サービスにおけるガバナンス体制の構築およびドキュメント整備等実施すること。

(3) システム保守

受注者は、製品のアップデート、障害、課題に対して以下の通り、保守業務のサポートを提供すること。

ア 本システムの運用課題に対する対応

(ア) 受注者は、新たに開発された機能及び既存の運用に影響を及ぼす仕様変更がある場合は、その影響範囲と標準的な対応策を含めてデジタル庁に事前に共有すること。

(イ) 受注者は、システムの運用上、明らかとなった不具合について、速やかにデジタル庁に報告し、対応を協議の上、改善・修正を行うこと。

イ 障害・情報セキュリティインシデント発生時の対応

(ア) 受注者は、サービス、サーバー及びネットワーク機器を 24 時間監視し、サービス不能攻撃対策、不正侵入対策、脆弱性対策を実施し、障害発生時(又は発生が見込まれる時)には、速やかにデジタル庁に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、障害発生時運用業務(障害検知、障害発生箇所の切り分け、保守担当者への連絡、復旧確認、報告等)を行うこと。

(イ) 受注者は、情報システムの障害に関して事象の分析(発生原因、影響度、過去の発生実績、発可能性等)を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を講じること。

3 成果物

(1) 成果物

ア 受注者は、2業務内容が終了した際、任意の様式により業務の実施期間や実施内容を記載した業務終了報告書を1部提出するものとする。

イ 契約締結後速やかに、ISMAP-LIU に準拠した SaaS システムであることの報告書を1部提出するものとする。また、特別措置サービスリストの申し込み事業者は ISMAP-LIU への本登録に向けたプロジェクト計画書を提出し、定期的に進捗を報告するものとする。

(2) 納入方法

ア 言語

成果物は、全て日本語で作成すること。

イ 表記

用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和 27 年4月4日 内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。

ウ 情報処理に関する用語

情報処理に関する用語表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にする
こと。

エ 部数

成果物は電磁的記録媒体により作成し、デジタル庁から特別に示す場合を除き、原
則電磁的記録媒体は1部を納品すること。

オ 電磁媒体の形式

電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 及び PDF のファイル形式で
作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

カ 元データ

納品後、デジタル庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納
品すること。

キ 情報セキュリティの確保

成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることの
ないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

(3) 納入場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、デジタル庁が納品
場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町1番3号

東京ガーデンテラス紀尾井町 20 階

デジタル庁 民間採用チーム

(4) 納入検査

ア 検収確認

本業務の受注者は、納入物等について、デジタル庁に内容の説明を実施して検収
を受けること。

イ 不合格の場合の対応

検収の結果、納入物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修
正、改修、交換等を行い、変更点についてデジタル庁に説明を行った上で、指定され
た日時までに再度納品すること。

(5) 監督職員及び検査職員

受注者は、デジタル庁が指定する者からの検査要求に対して、必要と認められる合理
的な範囲で検査に応じること。

監督職員(人事異動等の場合は後任者等による)

デジタル庁 参事官補佐 由本 聖

検査職員(人事異動等の場合は後任者等による)

デジタル庁 参事官 吉田 恭子

4 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

ア 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

イ 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

ウ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。

(2) 承認手続

ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書をデジタル庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。

イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面をデジタル庁に提出し、承認を受けること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、デジタル庁は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

5 秘密保持、資料の取扱いに係る遵守事項

本業務の実施に当たって、デジタル庁が定める情報セキュリティ基準を遵守すること。また、本業務に係る機密保持に係る要件は次の通りである。

(1) 受注者は、本業務の遂行に当たり、業務上知り得た情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならず、そのために必要な措置を講ずる。

(2) 業務を実施する際は作業場所に十分注意の上、情報漏えいが発生しないよう常に対策を講じる

(3) 情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、デジタル

庁に直ちに報告し、受注者の責に起因する事故であった場合は損害に対する賠償等の責任を負う

(4) 業務の履行中に受け取った情報の管理を実施し、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にする

(5) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じてデジタル庁による実地調査を受け入れる

(6) 本項目について、受注者は、本契約の終了後においても同様とする

6 契約不適合責任

(1) 契約不適合の場合の対応

本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件(以下「契約書等」という。)の内容に適合しないもの(以下「不適合」という。)である場合、その不適合がデジタル庁の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者は、自己の費用で、デジタル庁の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。)をすること。なお、受注者は如何なる場合であっても、デジタル庁の選択と異なる方法で履行の追完をする場合はデジタル庁の事前の承諾を受けること。

(2) 追完の実施方法

受注者は、その具体的な履行の追完の実施方法、完了時期、実施により発生する諸制限事項について、デジタル庁と協議し、承諾を得てから履行の追完を実施するものとし、完了時には、その結果についてデジタル庁の承諾を受けること。

(3) 代金の減額請求

受注者がデジタル庁から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、デジタル庁は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合、受注者に対して履行の追完の催告なく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本業務の性質又は契約書等の内容により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ 前ウに掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(4) 責任期間

受注者は、納入物等について検収を行った日を起算日として5年間、納入物の不適合（ただし、数量の不適合を除く）を理由とした責任を負うものとする。

7 その他

- (1) 受注者は、本仕様書及び提案書に記載されている内容を遵守すること。ただし、その内容の変更を希望する場合、また仕様書の内容等に疑義が生じた場合には、デジタル庁と協議して決定・解決すること。なお、当該協議に関しては議事録を作成し、デジタル庁に提出の上確認を受けること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、監督職員及び監督職員の指定する者の指示に従うこと。
- (3) 本件の実施に当たり、仕様内容の単価等に変更が生じた場合は、デジタル庁及び請負者は協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。
- (4) 契約締結後デジタル庁は、受注者の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、受注者に対して、損害賠償を請求することができるものとする。
- (5) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）は、原則として、デジタル庁に著作権を譲渡させることとする。
- (6) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して一切の手続を受注者において行うものとする。
- (7) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専らデジタル庁の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (8) 本業務を実施するにあたって、別添「特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特約条項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- (9) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「デジタル庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（令和 3 年 9 月 1 日デジタル庁訓令第 27 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※ URL: https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_ruby_digital.pdf

- (10) グリーン購入法に定める特定調達品目については、以下 URL に掲載される令和5年2月「グリーン購入の調達者の手引き」による各特定調達品目の「判断の基準」を満たすこと。※ URL : <https://www.env.go.jp/content/000113502.pdf>
- (11) デジタル庁及び受注者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、協議のうえ、デジタル庁の指示(書面(電子メールを含む。))に従うこと。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。
- (12) 上記の場合における指示事項は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において新たに経費が発生する場合は、デジタル庁と受注者の間で協議のうえ、決定する。

8 本仕様書の内容に関する問い合わせ先

デジタル庁 戦略・組織グループ 瀬尾

所在地：〒105-0001 東京都千代田区紀尾井町1番3号

東京ガーデンテラス紀尾井町 20 階

メールアドレス: recruit@digital.go.jp

電話: 03-6841-7681

特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特約条項

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 乙は、本契約に関連し、甲から委託された又は取得した個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。)、仮名加工情報(個人情報保護法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」をいう。)、匿名加工情報(個人情報保護法第2条第6項に規定する「匿名加工情報」をいう。))及び特定個人情報等(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」及び同法第8項に規定する「特定個人情報」をいう。)以下、総称して(「本件個人情報等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(安全管理の措置)

第2条 乙は、本件個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置をとらなければならない。

2 乙は、特定個人情報等の取扱いに関する事務取扱責任者を設置するとともに、特定個人情報等を取り扱う役員又は従業員(以下「役員等」という。)及び当該役員等が取り扱う特定個人情報等の範囲等を明確化するものとする。

(再委託)

第3条 乙は、本件個人情報等を取り扱う業務を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に再委託する場合、事前に甲の承認を得るとともに、本特約条項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする(以下、本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を総称して「再委託先等」という。))。

2 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、甲が指定する様式により個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請を甲にしなければならない。甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。

3 乙は、委託する業務に係る本件個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、再委託先等における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地による検査等により確認しなければならない。

(個人情報等の利用及び第三者への提供)

第4条 乙は、本件個人情報等を甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)以外の目的で利用してはならない。また、乙は、本件個人情報等を第三者へ提供又は漏えいしてはならない。

2 乙は、本契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から本件個人情報等を持ち出してはならない。

3 乙は、本件個人情報等の入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとする。

4 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(個人情報等の複製等)

第5条 乙は、本件個人情報等を複製等する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理状況についての検査)

第6条 乙は、役員等に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等の本件個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。

2 甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、本件個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は甲の職員に乙の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。

(管理状況等の報告)

第7条 乙は、甲が求める場合、本件個人情報等の管理状況(本特約条項で定める事項の遵守状況を含む。)を適宜、又は定期的に報告しなければならない。

2 本件個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかに、その内容を甲に報告しなければならない。

(違反した場合における契約解除の措置等)

第8条 甲は、乙が法令に違反する場合又は正当な理由なく本特約条項の全部若しくは一部を履行しない場合、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が正当な理由なく法令に違反する場合又は本特約条項の全部若しくは一部を履行しない場合、本契約を解除するか否かに関わらず、乙に対し損害賠償請求できるものとする。

(委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却)

第9条 乙は、本契約の履行が終了した場合又は甲が請求する場合、乙は本件個人情報等を甲に返却、消去又は廃棄しなければならない。また、甲が求める場合は、それらを実施したことを証明する書面及び資料を提出するものとする。

(法令及び特約の優先)

第10条 本特約条項と異なる取扱いが法令により認められている場合又は本特約条項と異なる取扱いをする旨別途明示的に合意した場合は、法令又は当該合意が本特約条項に優先して適用されるものとする。